

《中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定申請について》

1. 認定基準（以下のすべての要件を満たしていることが必要です。）

- (1) 経済産業大臣の指定を受けた地域において、1年以上継続して事業を行っていること。

※指定地域については中小企業庁ホームページで確認できます。

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_4gou.htm

- (2) 法人の場合は、登記上の住所地または事業実体のある事業所の所在地が袖ヶ浦市内にあること。

個人事業主の場合は事業実体のある事業所の所在地が袖ヶ浦市内にあること。

- (3) 以下のすべての要件を満たしていること

1. 経済産業大臣の指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1カ月間の売上高または販売数量（建設業にあっては、完成工事高または受注残高）が前年同月に比して20%以上減少している。
2. その後2カ月間を含む3カ月間の売上高または販売数量が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

2. 必要書類

1	認定申請書	原本1通
2	最近1カ月の売上高等が確認できる書類	(月別試算表、売上台帳、法人事業概況説明書など) ※最近及び前年の指定月の売上高まで分かるもの
3	上記期間後、2カ月間の売上高及び見込売上高等が確認できる書類	※見込売上高についても金額の算出根拠が分かるようにしてください。 ※書式は任意のもので構いませんが、余白に事業者の社判と会社印を押印してください。
4	商業登記簿謄本または履歴事項全部証明書	※法人の場合(3ヶ月以内のもの) ※個人事業主の場合は確定申告書の写し
5	許認可証の写し	※許認可業種の場合
6	委任状	※本人以外が申請の場合

※その他、追加で書類をお願いする場合がございますのでご了承ください。

3. 注意事項

- ・金額は円単位でご記入ください。
- ・減少率等の計算は、小数点第2位以下を切り捨てし、第1位まで記入してください。

【問い合わせ】

袖ヶ浦市役所 商工観光課

電話 0438-62-3428